

令和7年8月1日

農畜産物への高温・渇水対策支援を実施

－被害軽減のための農業者支援を行います－

燕市では、6月下旬からの極度の少雨及び連日の高温により、農作物への被害が懸念されることから、被害軽減のための高温・渇水対策を実施した農業者に対し緊急的に支援を行います。令和7年8月18日から、申請の受付を開始します。

「燕市農畜産物高温渇水対策支援事業」の概要

1. 支援対象者

- (1) 園芸作物または水稻を作付けしている農業者で、市内に住所、事業所を有し、対象期間に高温・渇水対策を実施した者

(対策実施面積の要件)

- ・ 水稻：令和7年度水稻作付面積の30%以上または30a以上のいずれか
- ・ 園芸作物：令和7年度園芸作物作付面積10a以上

- (2) 市内に住所、事業所を有する畜産事業者で、対象期間に畜舎の暑熱対策を実施した者

2. 支援内容

- (1) ポンプ等ほ場へのかん水用機械に係る経費

対象：ポンプ車等借上げ、ポンプの購入・借上げ、ホース・ポリタンクの購入

- (2) ポンプの運転等に係る経費

対象：ポンプ等の運転に要した燃料費、電気料、かん水のために使用した上水道の使用料など

- (3) 畜舎の暑熱対策に係る経費

対象：畜舎内の換気、送風、冷房、散水設備等の購入・借上げ、及びそれら設備の運転に要した燃料費、電気料など

3. 対象期間：令和7年6月25日から令和7年9月30日まで

4. 補助率：補助対象経費（上記2.(1)、(2)、(3)の合計額）の2分の1以内
（上限100,000円）

5. 申請期間：令和7年8月18日から令和7年10月31日まで

6. 申請方法：後日、市ホームページ等でお知らせします。



本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 農政課：八子、神保
電話：0256-77-8245（直通）